

デジタル経済課税に係る第1の柱における「除外規制金融サービス及び除外採掘事業に関するドラフトルール」の概要

May 2022

In brief

2022年5月6日及び4月14日、経済協力開発機構(OECD)は、「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための二つの柱」のうち、第1の柱の対象範囲に関する「除外規制金融サービス(Regulated Financial Service Exclusion)」及び「除外採掘事業(Extractives Exclusion)」に関する「ドラフトモデルルール(Draft Model Rules)」¹(以下、「本ドラフト」)を公表しました。

本ドラフトは、第1の柱の対象範囲からの除外業種とされた「規制された金融サービス(Regulated Financial Service)」及び「採掘事業(Extractive Activities)」の定義並びにその適用を規定しています。

包摂的枠組みでは、第1の柱の策定作業を2021年10月に合意されたスケジュールに沿ったものとするため、2022年2月より、各構成要素に係る事務局の作業文書を段階的に公表し、利害関係者からのインプットを得ることとされています(ローリングコンサルテーション)。

本ドラフトは、パブリックコメントに付されており、「除外規制金融サービス(Regulated Financial Service Exclusion)」に係るコメントの提出期限は2022年5月20日となっています。

本ニュースレターでは、主に「除外規制金融サービス(Regulated Financial Service Exclusion)」に係るドラフトの概要について解説します。

In detail

1. 除外される「規制された金融サービス(Regulated Financial Service)」

(1) 定義

第1の柱における利益Aが適用から除外される「規制された金融サービス(Regulated Financial Service)」は、「規制対象金融機関(Regulated Financial Institution)」によって実施されるサービスを意味し、以下の3つの要件すべてを充足する必要があります。

- ・ 認可要件(Licensing requirement)

¹ Tax challenges of digitalisation: OECD invites public input on the draft rules for scope under Amount A of Pillar One
<https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-of-digitalisation-oecd-invites-public-input-on-extractives-exclusion-under-amount-a-of-pillar-one.htm>
<https://www.oecd.org/tax/beps/oecd-invites-public-input-on-the-regulated-financial-services-exclusion-under-amount-a-of-pillar-one.htm>

- ・ 規制資本要件 (Regulatory capital requirement)
- ・ 活動要件 (Activities requirement)

これらの要件は、金融サービスのユニークな規制の性質を表すものであり、これらの要件が充足された場合、当該事業体の収益及び利益全体が利益 A の対象から除外されます。

本ドラフトでは、下の 5 つの「規制された金融機関」について、具体的な要件が示されています²。[数字]% は本ドラフト上の比率となります。パブリックコメントを受けて、変更される可能性があります。

- a) 「預金取扱機関 (Depository Institution)」: 以下の要件をすべて充足するグループ事業体として定義
- その業務を行う国の法律又は規制に基づき、銀行として銀行業務又は類似の業務を行うことを認可されていること
 - バーゼル銀行監督委員会の定める「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」を反映した自己資本比率規制の対象であること
 - 銀行業務又は類似の業務の通常の過程で預金を受け入れていること
 - 当該期間の貸借対照表日において事業体の負債の少なくとも[20]%が預金で構成されていること
- b) 「モーゲージ機関 (Mortgage Institution)」: 以下の要件をすべて充足するグループ事業体として定義
- 銀行業務又は類似の業務の通常の過程で、自己の勘定において信用を供与する目的で返済を要する資金を広く一般から引き受けていること (但し、その信用が不動産の購入のために直接個人に供与され、当該信用の返済のために担保を受け入れる場合に限る)
 - 上記業務を遂行するための認可を、当該業務を行っている国の法律又は規制の下で受けていること
 - バーゼル銀行監督委員会の定める「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」を反映した自己資本比率規制の対象であること
 - 上記に係る信用供与に起因する総所得が事業体の当期総所得合計の[75]%以上であること
- c) 「投資機関 (Investment Institution)」: 以下の要件をすべて充足するグループ事業体として定義
- 以下の一つ以上の活動に起因する総所得が、事業体の当期総所得合計の[75]%以上であること
 - 金融資産の自己勘定又は顧客勘定でのディーリング、仲介又はトレーディング
 - 商品有価証券の保管
 - 顧客取引のヘッジ
 - 引受、合併や買収、シンジケーション、証券化や証券発行への参加、及びそのような活動に関する金融サービスの提供
 - 他者の勘定のための金融資産の保有、移管、管理又は分配
 - 上記業務を遂行するための認可を、当該業務を行っている国の法律又は規制の下で受けていること
 - バーゼル銀行監督委員会の定める「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」又は証券監督者国際機構 (IOSCO) が採択した「証券規制の目的と原則」を反映した自己資本比率規制の対象であること
- d) 「保険機関 (Insurance Institution)」: 以下の要件をすべて充足するグループ事業体として定義
- 保険契約³及び年金契約⁴から生じる総所得 (これらの契約の関連資産から生じる投資所得を含む) が当該期間の総所得合計の[75]%を超えること、又は保険契約及び年金契約に関連するリスクを管理するために保有する資産の総額が当該期間の貸借対照表日において総資産の[75]%を超えること
 - 上記業務を遂行するための認可を、当該業務を行っている国の法律又は規制の下で受けていること
 - リスクベースの資本指標を組み込んだソルベンシー基準の適用を受けていること

² 「規制された金融機関」は、a)~e)の他に、これらの事業を混合して行っている事業体 (「混合金融機関」)、及び専ら規制対象金融機関の便益のために役務提供を行う限定的なタイプのサービス事業体 (「RFI サービス事業体」) を含むものとして定義されています。

³ 「保険契約」とは、死亡率、罹患率、事故、賠償責任、物的損失などのリスクを伴う特定の事態が発生した場合に、発行者が金額を支払うことに同意する保険契約又は再保険契約 (年金契約は除く) と定義。

⁴ 「年金契約」とは、発行者または運営者が、1 人又は複数の個人の平均余命に基づき、その全額又は一部を、決定された期間にわたって支払いを行うことに同意する契約をいい、この用語は、契約が発行された国の法律、規則又は慣行に従って年金契約とみなされ、それに基づいて発行者が一定期間支払いを行うことに同意する契約を含むものとして定義。

- e) 「資産運用会社 (Asset Manager)」: 以下の要件をすべて充足するグループ事業体として定義
- 以下の一つ以上の活動に起因する総所得が、事業体の当期総所得合計の[75]%以上であること
- 投資ファンド、不動産投資ビークル、金融資産、若しくは金銭を他者のために又は他者に代わって投資、管理、運用又は持分募集
 - 上記業務を遂行するための認可を、当該業務を行っている国の法律又は規制の下で受けていること
 - リスクベースの資本指標を組み込んだ自己資本比率規制の対象であること

(2) 適用

グループの「グローバル収益テスト」及び「利益率テスト」にあたり、「規制対象金融機関 (Regulated Financial Institution)」の判定はグループ事業体ごとに行われます。そして、「規制対象金融機関」の定義を充足する事業体の全体は利益 A の対象から除外され、充足しない事業体は全体が利益 A の対象に含まれます。従って、原則として、グループの「グローバル収益テスト」にあたっては「規制対象金融機関」事業体の第三者収益を除いてテストを行い、また、「利益率テスト」にあたっては「規制対象金融機関」の事業体の第三者収益及び第三者費用を除いてテストを行うこととなります。

2. 除外される「採掘事業 (Extractive Activities)」

(1) 定義

第 1 の柱において利益 A の適用から除外される「採掘事業 (Extractive Activities)」は、「製品テスト」(すなわち、「採掘資源の販売」) 及び「活動テスト」(すなわち、「探鉱、開発又は採掘」) の 2 つの要件を充足する必要があります。つまり、採掘資源の販売から収益を得るだけでなく、探鉱、開発又は採掘も実施している必要があります。

(2) 適用

グループの「グローバル収益テスト」にあたっては、採掘事業から得られる第三者収益を除いてテストを行うこととされています。また、「利益率テスト」にあたっては、開示された事業セグメントアプローチ⁵の適用または、このアプローチが適用できない場合、グループの事業体ごとに除外判定を行い、除外事業体を除いてテストを行うこととされています。

The takeaway

本ドラフトでは、新しい課税権である利益 A の対象範囲から除外される 2 つの業種とされた「規制された金融サービス」及び「採掘事業」について、その射程となる対象範囲の定義の詳細と、その適用に関するアプローチが OECD より示されました。

しかしながら、本ドラフトのバックグラウンドとして記述されているとおり、本ドラフトは包摂的枠組みの最終的又は一致した見解を反映したものではなく、「規制された金融サービス」に関して、一部のメンバー国は再保険 (reinsurance) 及び資産管理 (asset management) を利益 A の対象から除外するべきではないとの見解を保持していることに留意する必要があります。今後のパブリックインプットに係るプロセスを含め、更なる議論の動向について注視していく必要があるものと考えます。

⁵ 開示された事業セグメントアプローチとは、グループの連結財務諸表における開示された事業セグメント収益の少なくとも[75-85]%が除外収益であり、かつ対象範囲内の収益が[10 億ユーロ]を超えない場合、当該セグメント全体を除外対象とするもの。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人 デジタル経済課税対応支援チーム

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー 白土 晴久	顧問 岡田 至康	パートナー 浅川 和仁
パートナー 船谷 晃一	パートナー 神保 真人	パートナー 沼尻 雄樹
パートナー 武田 恭世	ディレクター 城地 徳政	

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.